

評価対象事項

評価項目	評価事項	配点 ①×②	基本点数 ①	評価係数 ②
1 人員体制や実績等の事業者適格性【20点】	①実施体制【様式5,6,7】 総括責任者・業務責任者・担当者の経歴、人員配置が本業務を実行する上で実績等を活かした人選であるか。	5点	5点	1.0
	②業務実績【様式3】 過去5年以内に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）と医療に係るコンサルティング業務又は調査分析業務の契約実績を有している場合、12点を付与する。 また、過去5年の契約実績（最大2件）に応じて、以下のとおり付与する。 契約金額 13,381千円以上の業務の受注実績が2件ある。・・・3点 契約金額 13,381千円以上の業務の受注実績が1件ある。・・・2点 契約金額 13,381千円未満の業務の受注実績が1件ある。・・・1点	15点		
2 業務目的達成のための実現性【10点】	①業務のスケジュール【様式8】 実施内容とスケジュールに整合性がとれ、実現可能であるか。	5点	5点	1.0
	②個人情報保護等情報管理体制【様式8】 ・個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について記述されているか。 ・個人情報等保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について記述されているか。	5点	5点	1.0
3 実施する分析等支援業務の適切性【60点】	（1）県内の医療提供状況等分析業務【様式9】 ・「奈良県地域医療構想」及び国において検討が進められている「新たな地域医療構想」の実現に沿った提案になっているか。 ・本県高齢者の自宅や介護施設等で療養中の患者が増悪した際の入院対応に関する課題を踏まえ、その課題解消につながる分析手法・内容提案となっているか。 ・データの出典や分析方法が客観的で納得感の高いものとなっているか。	20点	5点	4.0
	（2）機能再編・連携強化を行う病院への支援業務【様式10】 ・支援の手法は、「奈良県地域医療構想」及び国において検討が進められている「新たな地域医療構想」に沿った内容であるとともに、現実意思決定しやすい内容であるか。 ・設定した事例に基づいた提案の内容は、機能再編の方法を検討するに当たって、具体的に納得感の高いものとなっているか。 ・資料に用いるデータの出典等が明示されているか。	20点	5点	4.0
	（3）地域における医療提供連携支援業務【様式11】 ・協議の内容は、「奈良県地域医療構想」及び国において検討が進められている「新たな地域医療構想」に沿ったものであるとともに、抽出した地域の課題解消につながるものとなっているか。 ・協議の手法や内容、解決策の提案等は、客観的で有用なものであり、協議に参加する関係者の納得感が高く得られるものとなっているか。 ・資料に用いるデータの出典等が明示されているか。	20点	5点	4.0
4 経費の妥当性【10点】	業務経費【様式12】 ・次の式により求めた評価点数 評価点数＝10点×（最も安価な合計見積額÷当該提案者が提示する合計見積額） （小数点以下切り捨て）	10点		
	合 計	100点		

○採点は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行う。

（優れている：5点、やや優れている：4点、普通：3点、やや劣る：2点、劣る：1点）

なお、評価は絶対評価とする。

○採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。

○提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ審査委員会の合議

により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託業者として特定しない。

○提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者

として特定することとする。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託業者として特定しない。